

電波行政の動き

1.7GHz帯又は2GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案等に係る意見募集の結果及び電波監理審議会答申について

総務省は、去る7月に1.7GHz帯又は2GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針（以下「開設指針」という。）案等について、6月から7月にかけて行った意見募集の結果を踏まえ、開設指針案の一部を修正した上で、電波監理審議会に諮問した結果、開設指針案等を適当とする旨の答申を受けました。

総務省では、この結果を踏まえ、開設指針などの関係告示等の制定を速やかに行い、平成17年8月下旬から9月下旬までの間、当該開設指針に基づく開設計画の認定の申請を受け付ける予定です。

開設指針案の一部概要をつぎに示します。

1 1.7GHz 帯及び 2 GHz 帯の周波数を使用する特定基地局について、次の方針により開設計画の認定及び周波数の割当てを行う。

(1) 1.7GHz 帯 (FDD 方式)

ア 全国バンド (15MHz 幅)

新規参入希望者 (最大 2 者) に対して、当初 5 MHz 幅ずつ割当て。

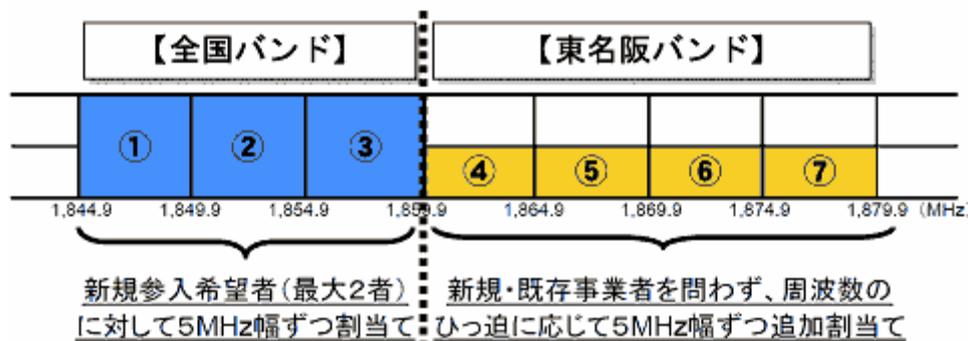
残りの帯域は周波数のひっ迫 (1 MHz 当たり利用者数の増加) に応じ、割当て。

イ 東名阪バンド (20MHz 幅)

新規・既存事業者を問わず、周波数のひっ迫に応じ、5 MHz 幅ずつ割当て。

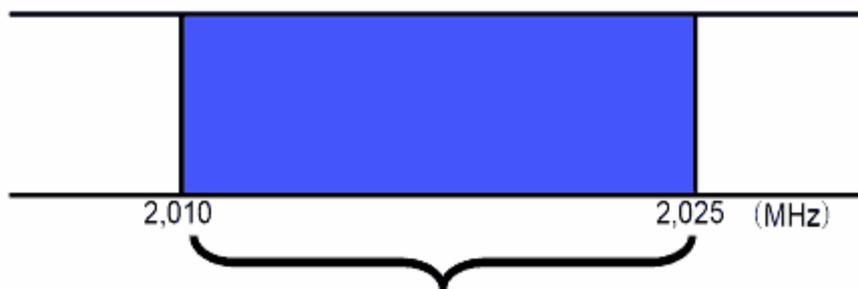
ウ 周波数割当ての基準

特定の事業者への周波数の集中の防止、周波数の効率的利用の促進の観点から、割当済み周波数の帯域幅が一定水準を超える場合には、より多く利用収容を義務付け。



(2) 2GHz帯 (TDD方式)

1.7GHz帯とは異なる新規参入希望者1者に対し、15MHz幅を割当て



新規参入希望者1者に対して15MHz幅を割当て

2 1.7GHz帯又は2GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案の骨子

(1) 開設指針の対象とする特定基地局の範囲等

国際電気通信連合において国際標準とされた第三代移動通信システムの基地局及び陸上移動中継局のうち、次の周波数を使用するものとする。

ア 1844.9MHz を超え1859.9MHz 以下 (1.7GHz 帯全国バンド)

イ 1859.9MHz を超え1879.9MHz 以下 (1.7GHz 帯東名阪バンド)

ウ 2010MHz を超え2025MHz 以下 (2GHz 帯TDD バンド)

※ 1.7GHz 帯全国バンド及び1.7GHz 帯東名阪バンドはFDD方式の基地局用周波数であり、この他に陸上移動局用等の周波数を使用する。

※ 1.7GHz 帯東名阪バンドは、関東、東海、近畿の各総合通信局管轄区域内の都府県の区域のうち一部の地域を除く地域において使用することができる。

(2) 特定基地局の配置及び開設時期

ア 運用開始の時期

少なくとも一の特定基地局について2年以内に運用を開始すること。

イ カバー率

各総合通信局 (沖縄総合通信事務所を含む) の管轄区域ごとに、

サービスの提供が可能な地域の割合（カバー率）が5年以内（1.7GHz帯東名阪バンドは3年以内）に5割以上となるように特定基地局を配置すること。

(3) 1.7GHz帯全国バンドを使用する特定基地局の開設計画の認定

ア 申請できる周波数幅

開設計画の認定において申請できる周波数幅は5MHz幅とする。

イ 認定の方法

1) 申請者（親会社や子会社等を含む）が第三世代移動通信システムに係る無線局（実験局を除く）免許を取得し、又は開設計画の認定を申請していないことを認定の要件とする。

2) 次の基準により要件審査を行い、要件に適合する申請に対して認定を行う。ただし、要件を満たす申請が3以上の場合には、比較審査を行い、基準への適合の度合いが高い2の申請について認定する。

【要件審査及び比較審査の基準】

(ア) 開設計画の適切性、計画実施の確実性

(イ) 混信の防止等

(ウ) 電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与

3) 周波数の追加割当て

開設計画の認定期間内において、最初に割当てを受けた周波数（5MHz）に係る1MHz当たりの利用者数が50万を超えたときは、5MHz幅の周波数の追加割当てを受けることができる。

なお、1.7GHz帯全国バンドがすべて割り当てられた後に、割当済みの周波数に係る1MHz当たりの利用者数が、(注)4(2)ア)に掲げる基準を満たしたときは、1.7GHz帯東名阪バンドにおいて5MHz幅の周波数の追加割当てを受けることができる。

(注)：下記示す総務省ホームページを参照してください。

なお1.7GHz帯東名阪バンドを使用する特定基地局の開設計画の認定、及び2GHz帯TDDバンドを使用する特定基地局の開設計画の認定の詳細等については http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/050727_5.html を参照して下さい。

欧州電気通信の
動き

ARCEP、仏携帯電話の品質に関する評価を公表
【ARCEPコミュニケ,2005/07/22】

ARCEP（仏電子通信・郵便規制機関）は、2004年から2005年の半年間かけて

実施した仏国における携帯電話の品質に関する評価の結果を公表。本調査は、8年連続で、携帯電話ユーザーが日常の利用でサービスの品質をどのように評価しているかを把握するのを目的に、消費者団体・ユーザー団体との協力により実施。

8回目となる今回の調査は、2004年11月から2005年5月にかけての半年間に実施。歩行中、ドライブ中、建物の中、高速列車TGVの中、郊外電車の中、高速道路上、などの利用条件における、2万5000以上の音声通話、約5000SMS・MMS送受信、約5000件のファイルのダウンロード、約2500のWAP(Wireless Application Protocol)及びiモードでのナビゲーション、などについて調査を行なった。また、対象地域は、人口40万人以上の12の大都市、5万～40万人の20の中都市、2万～5万人の20の小都市。評価の概要は次のとおり。

▽ 音声通話サービス

市街地（郊外電車内を除く）での通話では、着信の成功率は98%前後。事業者による品質の違いはほとんどない。

また、ピーク時またはオフ・ピーク時の時間帯による品質の変化も見られず、市街地における完全な品質の通話率は90%以上。しかしながら、自動車での走行中の通話の1割近く、或いは歩行中の通話の5%以上が、固定電話並みの通話品質に達していない。高速道路上では、2分間以上の通話の成功率は96%。しかし完全な品質の通話の成功率は82%で、市街地に劣る。

▽ データ通信サービス

- ・ GPRSでのファイルダウンロードは99%以上が成功（平均通信時間6秒）。
- ・ SMSの送受信では、99%のメッセージが30秒以内に受信。
- ・ MMSとiモードのメッセージ通信では、94%が受信に成功し、2分以内での受信成功率も75%。
- ・ WAP・iモードでのナビゲーション・サービスでは事業者ポータルサイトへの接続の成功率は99%。5分間以上の継続した接続の成功率は92%に達している。

仏携帯電話、2005年第2四半期に45万人が新規加入

【ARCEPコミュニケ,2005/07/25】

ARCEP（仏電子通信・郵便規制機関）は、2005年第2四半期における携帯電話の動向調査の結果を公表、45万6200人が携帯電話に新規加入した。これで、フランスにおける携帯電話加入者総数は6月30日現在で4540万人に達し、仏携帯電話の対人口比の普及率は75.2%となった（同年前期は74.5%）。

事業者別シェアでは、オレンジが47.3%、SFRが35.8%、ブイグ・テレコムが16.9%。加入者の62.9%が定額サービスを選択している。

また、本年第1四半期に、ARPU（月間電気通信事業収入）が39.0ユーロと増加（2004年第4四半期は35.1ユーロ）。この増収は携帯電話事業者間の相互接続を無料とするビル・アンド・キープ制度が2005年1月1日で廃止され、年頭から着信側の携帯電話事業者が発信側の携帯電話事業者に対して接続料を請求できるようになったことが要因の1つとしている。

編集後記

夏の風物詩といえば花火ですが元々は西欧から来たもので最初に花火を日本で見物したのは、伊達政宗とも徳川家康とも言われているそうです。その後、江戸時代に入り豪商や大名が花火を打ち上げるようになり「たまや」「かぎや」の掛け声は、当時人気だった花火業者「鍵屋」と、その番頭が分家して作った「玉屋」が由来だそうです。しかし玉屋は火災を起こし、一代で終わってしまったとのこと。

打ち上げ花火の種類には、球形に威勢よく開く「割物」、大きな玉の中に小さな玉が入っている「小割物」、上空でポカッと二つに割れて仕掛けが飛び出る「ポカ物」などがあり、特に華やかなのは、趣向を凝らした「仕掛け花火」でしょう。

夏の思い出として会員の皆さんも美しい花火を見ることが出来ましたか？